

各都道府県知事
各政令指定都市市長

）
殿

消防庁長官

「消防法及び消防組織法の一部を改正する法律」の公布について

第169回国会で成立した「消防法及び消防組織法の一部を改正する法律」は、平成20年5月28日法律第41号をもって公布されました。

今般の消防法及び消防組織法の一部改正は、大規模な地震その他の災害に対処するため、危険物施設における危険物の流出等の事故の原因を調査する仕組みの充実を図るとともに、他の都道府県に出動した緊急消防援助隊の機動的な活用のための制度の整備等を行ったものです。

貴職におかれましては、下記事項に留意の上、貴都道府県内の市町村（消防の事務を処理する一部事務組合等を含む。）に対してもこの旨周知されるようお願いいたします。

なお、調査の実施及び緊急消防援助隊の運用等に必要な事項については、別途通知する予定であることを念のため申し添えます。

記

第1 消防法の一部改正に関する事項

- 1 市町村長等は、危険物施設で発生した危険物流出その他の事故であって火災が発生するおそれのあったもの（以下「危険物流出等の事故」という。）について、その原因を調査することができるものとしたこと。（法第16条の3の2第1項関係）
- 2 市町村長等は、危険物流出等の事故の原因調査のため必要があるときは、危険物流出等の事故が発生した製造所、貯蔵所若しくは取扱所その他危険物流出等の事故の発生と密接な関係を有すると認められる場所の所有者、管理者若しくは占有者に対して必要な資料の提出を命じ、若しくは報告を求め、又は当該消防事務に従事する職員に、これらの場所に立ち入り、所在する危険物の状況若しくは当該製造所、貯蔵所若しくは取扱所その他の危険物流出等の事故に関係のある工作物若しくは物件を検査させ、若しくは関係のある者に質問させることができるものとしたこと。（法第16条の3の2第2項関係）
- 3 消防庁長官は、危険物流出等の事故の原因調査をする市町村長等（総務大臣を除く。）から求めがあった場合には、危険物流出等の事故の原因調査を行うことができるものとしたこと。（法第16条の3の2第4項関係）
- 4 上記調査にあたっては、火災予防調査（法第4条関係）における個人の住居への

立入検査の制限（第4条第1項ただし書）及び調査を行う者の遵守事項（第4条第2項から第4項まで）が準用されること。（法第16条の3の2第3項関係）

- 5 市町村長等が行う資料の提出の命令若しくは報告の要求又は立入検査に対して、拒否、妨害等をした者に対する罰則規定が設けられたこと。（法第44条第2号）

第2 消防組織法の一部改正に関する事項

1 消防庁長官の緊急消防援助隊の出動の指示等に関すること

- (1) 消防庁長官は、大規模な災害が1の都道府県に限られる場合であっても、当該災害に対処するために特別の必要があると認められるときは、災害発生市町村のため、他の都道府県の知事又は当該都道府県内の市町村の長に対し、緊急消防援助隊の出動のため必要な措置を指示することができるものとしたこと。（第44条第5項関係）
- (2) 消防庁長官が、災害発生市町村のため、当該災害発生市町村以外の災害発生市町村において既に行動している緊急消防援助隊の出動のため必要な措置をとることを指示等するときは、あらかじめ、当該緊急消防援助隊が行動している災害発生市町村（以下「緊急消防援助隊行動市町村」という。）の長及び当該緊急消防援助隊行動市町村の属する都道府県の知事の意見を聴くものとしたこと。ただし、災害の規模等に照らし緊急を要し、あらかじめ、意見を聴くいとまがないと認められるときは、この限りでないこと。（同条第8項関係）
- (3) 緊急消防援助隊の隊員が緊急消防援助隊行動市町村の長の指揮の下に行動している場合であっても、当該隊員の属する市町村の長が、消防庁長官の求めに応じ、又は指示に基づき、当該隊員の属する緊急消防援助隊に対し当該隊員の属する緊急消防援助隊が行動している市町村以外の市町村の消防の応援のため出動を命ずることを妨げるものではないこと。（第47条第2項関係）

2 消防応援活動調整本部に関すること

- (1) 1の都道府県の区域内において災害発生市町村が2以上ある場合において、緊急消防援助隊が消防の応援等のため出動したときは、当該都道府県の知事は、消防応援活動調整本部（以下「調整本部」という。）を設置するものとしたこと。（第44条の2第1項関係）
- (2) 調整本部がつかさどる事務は以下のとおりであること。（同条第2項関係）
- ① 災害発生市町村の消防の応援等のため当該都道府県及び当該都道府県の区域内の市町村が実施する措置の総合調整に関すること。
 - ② ①の事務を円滑に実施するための関係機関との連絡に関すること。
- (3) 調整本部の長は、消防応援活動調整本部長（以下「調整本部長」という。）とし、都道府県知事をもって充てるものとしたこと。（同条第3項関係）
- (4) 調整本部長は、調整本部の事務を総括するものとしたこと。（同条第4項関係）
- (5) 調整本部に置く本部員は以下の者をもって充てるものとしたこと。（同条第5項関係）
- ① 当該都道府県の知事とその部内の職員のうちから任命する者
 - ② 当該都道府県の区域内の市町村の置く消防本部のうち都道府県知事が指定するものの長又はその指名する職員
 - ③ 当該都道府県の区域内の災害発生市町村の長の指名する職員
 - ④ 当該都道府県の区域内の災害発生市町村に出動した緊急消防援助隊の隊員のうちから都道府県知事が任命する者
- (6) 調整本部に副本部長を置き、調整本部の本部員のうちから、都道府県知事が

指名するものとしたこと。(同条第6項関係)

(7) 副本部長は、調整本部長を助け、調整本部長に事故があるときは、その職務を代理するものとしたこと。(同条第7項関係)

(8) 調整本部長は、必要があると認めるときは、国の職員その他の者を調整本部の会議に出席させることができるものとしたこと。(同条第8項関係)

3 都道府県知事の緊急消防援助隊に対する指示等に関すること

(1) 都道府県知事は、当該都道府県の区域内に災害発生市町村が2以上ある場合において、緊急消防援助隊行動市町村以外の災害発生市町村の消防の応援等に関し緊急の必要があると認めるときは、当該緊急消防援助隊行動市町村以外の災害発生市町村のため、緊急消防援助隊行動市町村において行動している緊急消防援助隊に対し、出動することを指示することができるものとしたこと。(第44条の3第1項関係)

(2) 都道府県知事が、緊急消防援助隊行動市町村において行動している緊急消防援助隊に出動することを指示するときは、あらかじめ、調整本部の意見を聴くものとしたこと。ただし、災害の規模等に照らし緊急を要し、あらかじめ、調整本部の意見を聴くいとまがないと認められるときは、この限りでないこと。(同条第2項関係)

(3) 都道府県知事は、緊急消防援助隊行動市町村において行動している緊急消防援助隊に出動することを指示した場合には、消防庁長官に対し、速やかにその旨を通知するものとし、通知を受けた消防庁長官は、当該緊急消防援助隊として活動する人員が都道府県に属する場合にあっては当該都道府県の知事に対し、市町村に属する場合にあっては当該市町村の属する都道府県の知事を通じて当該市町村の長に対し、速やかにその旨を通知するものとしたこと。(同条第3項及び第4項関係)

(4) 消防庁長官の指示を受けて出動した緊急消防援助隊が都道府県知事の指示を受けて出動した場合の活動により増加し、又は新たに必要となる費用のうち政令で定める経費は、国が負担するものとしたこと。(第49条第1項関係)

第3 その他

この法律は、公布の日から起算して3月を超えない範囲内において政令で定める日から施行するものとしたこと。(附則第1条関係)